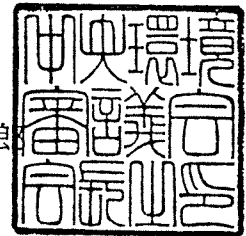




中環審第19号
平成6年3月10日

環境庁長官
広中和歌子 殿

中央環境審議会
会長 近藤 次



農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境庁長官の定める基準の設定について（答申）

平成6年3月10日付け諮問第11号により、中央環境審議会に対してなされた「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第1号イの環境庁長官の定める基準の設定について（諮問）」については、諮問のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。